

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から、令和5年7月21日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
農業総合研修センター 水田農業研究所	支出事務が適切でないもの	庶務担当が、月数回の確認日を設けて請求書の確認を行う。 また、実際に購入する職員に対しても、毎週行っている朝会等を活用して声掛けをし、請求漏れがないことの確認を徹底する。
農業総合研修センター 畜産研究所	前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの	定期的な収入については、チェックシートを作成し、調定の漏れや遅れがないか確認する。 随時の収入についても、経理担当者に起案が回議されてきた時点で、備忘録を作成し、遅延防止を図る。
農業総合研修センター 養豚研究所	執行管理体制が適切でないもの	納入通知書を発送する前、納入金額等が概ね確定した時点で、納期限の目安を記載した文書を送付することで、未納の発生を未然に防ぐ。 送付する文書については、適宜回覧し、研究員及び庶務担当の職員全員で情報共有する。 納期限までに入金を確認されない場合には、催告など、債権の収納促進を適切に実施する。 上記と合わせ、会計事務研修会等に庶務担当職員が参加し、復命等により職員で共有する。
村山電気水道事務所	財産の管理が適切でないもの	行政資産の使用許可について、使用許可期間ごとのリスト整理を行う等により、更新許可事務の手続き漏れを防止する事務の改善を図った。